

議案第104号

川崎市国際交流センター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市国際交流センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月2日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市国際交流センター条例の一部を改正する条例

川崎市国際交流センター条例（平成6年川崎市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表の1施設利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設利用料

種 別		金 額			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
		9時～12時	1時～5時	6時～9時	9時～9時
ホール		3,760円	4,780円	5,900円	14,440円
会議室	第1会議室	2,130円	2,640円	3,250円	8,020円
	第2会議室	1,420円	1,520円	1,830円	4,770円
	第3会議室	1,420円	1,520円	1,830円	4,770円
	第4会議室	1,520円	1,830円	2,240円	5,590円
	第5会議室	1,520円	1,830円	2,240円	5,590円
	第6会議室	300円	400円	500円	1,200円
	第7会議室（和室）	200円	300円	400円	900円

	特別会議室	10,690円	14,250円	17,820円	42,760円
特別応接室		2,240円	2,640円	3,250円	8,130円
料理室		1,930円	2,440円	3,050円	7,420円
レセプションルーム		2,850円	3,460円	4,270円	10,580円
交流サロン		710円	910円	1,120円	2,740円
茶室		2,950円	3,870円	4,780円	11,600円
レクリエーションルーム		1,220円	1,520円	1,830円	4,570円

別表の1施設利用料の表備考第1項中「2割増相当額」の次に「（10円未満の端数は、切り捨てる。）」を加える。

別表の2設備利用料の表中「4,000円」を「4,070円」に、「1,500円」を「1,520円」に、「10,000円」を「10,180円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

国際交流センターの利用料金の上限額を改定するため、この条例を制定するものである。